

障害者を雇用する 事業主の方へ



障害者雇用納付金制度に基づく

各種助成金の

ごあんない

独立行政法人
高齢・障害者雇用支援機構
<http://www.jeed.or.jp/>

障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは

障害者の雇用にあたっては、障害者各人の能力と適性が十分に発揮されるよう、作業施設や作業設備等の整備や設置を必要とすることが少なくありません。また、障害者の能力開発や適切な雇用管理を行うために特別な措置の実施が必要となることもあります。

障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、このように事業主が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や特別な措置を行う場合に、これらの事業主に対し独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」）の予算の範囲内において助成金を支給することによって、その経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的とするものです。

認定申請から支給決定までの手続きの概要

1 受給資格認定申請の手続き

(1) 助成金を受けようとする事業主または社会福祉法人等（以下「事業主等」）は、定められた期間内に、**障害者助成金受給資格認定申請書**および助成金ごとに定められている**添付書類**を、申請に係る事業主が所在する都道府県の障害者雇用促進協会（雇用開発協会等を含む。以下「都道府県協会」）を経由して、機構に提出してください。

※職場適応援助者助成金の第1号職場適応援助者助成金については、申請に係る社会福祉法人等が所在する都道府県の地域障害者職業センター（職業リハビリテーション業務を実施する機構の組織。以下「地域センター」）を経由して、**障害者助成金受給資格認定申請書**および**添付書類**を提出していただけます。

※地域センターの連絡先については、機構ホームページを参照してください。

(2) 助成金の受給資格の審査結果は、**助成金受給資格認定通知書**または**助成金受給資格不認定通知書**により事業主等に通知します。

(3) 助成金の受給資格の認定にあたり、支給請求書を一定期間内に提出すること、その他機構が必要と定める事項を遵守することを認定の条件とします。

2 支給請求の手続き

(1) 受給資格の認定を受け、助成金の支給を受けようとする事業主等は、定められた期間内に、**障害者助成金支給請求書**および助成金ごとに定められた**添付書類**を都道府県協会を経由して機構に提出してください。

※職場適応援助者助成金の第1号職場適応援助者助成金については、請求に係る社会福祉法人等が所在する都道府県の地域センターを経由して、**障害者助成金支給請求書**および**添付書類**を提出していただけます。

(2) 助成金の支給請求の審査結果は、**助成金支給決定通知書**または**助成金不支給決定通知書**により請求事業主等に通知します。なお、助成金は請求事業主等が指定する金融機関の口座に機構から振り込みます。

(3) 助成金の支給にあたり、支給に係る施設等を一定期間以上支給対象障害者のために使用することなど、機構が必要と定める事項を遵守することを支給の条件とします。

助成金の受給にあたっての留意点

1 助成金の支給要件等

このリーフレットには、それぞれの助成金の概要を掲載していますが、このほか各助成金ごとに支給に係る要件や申請の期限等が定まっていますので、詳細は都道府県協会（職場適応援助者助成金の第1号職場適応援助者助成金は、機構障害者助成部または地域センター）にお問い合わせください。

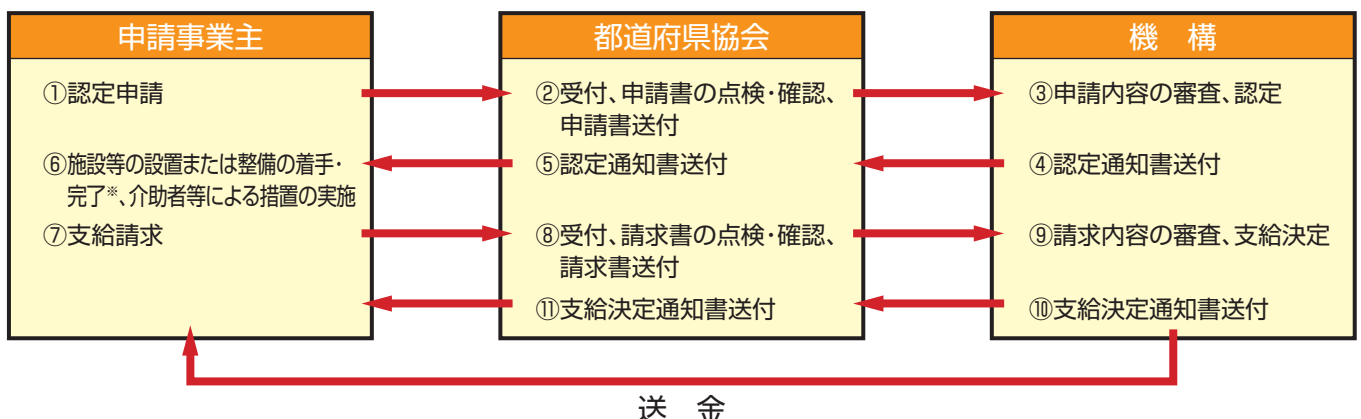
2 助成金の返還

偽り、その他不正の行為により助成金の支給を受けた事業主等に対しては、延滞金を賦し返還を求めることとなります。

なお、申請書等に不明な点がある場合は、助成金を支給しません。

また、支給の条件に違反した場合または助成金を受給した事業主等の責めに帰すべき事由がある場合には、受給した助成金の一部または全部を返還していただけます。

手続きの流れ図（都道府県協会を経由する助成金の場合）



※この場合の「着手」とは、設置または整備の発注・契約をいい、「完了」には、代金の支払いの完了も含まれます。

障害者雇用納付金制度に基づく助成金一覧

● 障害者作業施設設置等助成金（作業施設、作業設備等の整備等を行う事業主の方への助成金）

障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするためのトイレ、スロープ等の附帯施設または改造等がなされた作業設備の整備等を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設、作業設備等の設置または整備	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 ※上記の障害者である在宅勤務障害者	2/3	・障害者1人につき450万円 ・作業設備の場合 障害者1人につき150万円 (中途障害者の場合は1人につき450万円) (1事業所あたり一会計年度につき4,500万円)	3年間
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設、作業設備等の賃借	・精神障害者である短時間労働者 ※上記の障害者である在宅勤務障害者		・障害者1人につき月13万円 ・作業設備の場合 障害者1人につき月5万円 (中途障害者の場合は1人につき月13万円)	

● 障害者福祉施設設置等助成金（福利厚生施設の整備等を行う事業主の方への助成金）

障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主またはその事業主が加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

対象となる障害者	助成率	限度額
・身体障害者・重度身体障害者である短時間労働者 ・知的障害者・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者・精神障害者である短時間労働者 ※上記の障害者である在宅勤務障害者	1/3	・障害者1人につき225万円 (1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき2,250万円)

● 障害者介助等助成金（雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金）

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または就職が特に困難と認められる身体障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①重度中途障害者等職場適応助成金 ○中途障害者の職場復帰を促進するための職場適応措置の実施	・中途障害者である重度身体障害者 ・中途障害者である45歳以上の身体障害者 ・中途障害者である精神障害者 ・中途障害者のうち重度身体障害者である短時間労働者 ・中途障害者のうち精神障害者である短時間労働者 ※上記の障害者である在宅勤務者	3/4	・障害者1人あたり 月3万円 (短時間労働者にあつては月2万円)	3年間
②職場介助者の配置または委嘱助成金 ○事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱 ○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱	・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の両上肢機能障害および2級以上の両下肢機能障害を重複する者 ・3級以上の脳病変による上肢機能障害および3級以上の脳病変による移動機能障害を重複する者 ※上記の障害者である在宅勤務者および短時間労働者		・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円 年150万円まで ・委嘱1人 1回1万円 年24万円まで	
③職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱 ○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱	・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の両上肢機能障害および2級以上の両下肢機能障害を重複する者 ・3級以上の脳病変による上肢機能障害および3級以上の脳病変による移動機能障害を重複する者 ※上記の障害者である在宅勤務者および短時間労働者	2/3	・配置1人 月13万円 ・委嘱1人 1回9千円 年135万円まで ・委嘱1人 1回9千円 年22万円まで	5年間
④手話通訳担当者の委嘱助成金 ○聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳担当者の委嘱	・3級以上の聴覚障害者 ・2級の聴覚障害者である短時間労働者	3/4	・委嘱1人 1回6千円 年28万8千円まで (障害者9人までの場合)	

助 成 金	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
⑤健康相談医師の委嘱助成金 ○障害者の健康管理に必要な医師の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・4級以上の内部障害者 ・3級以上のせき髄損傷による肢体不自由者 ・てんかん性発作を伴う知的障害者 ・精神障害者 ・2級以上の内部障害者である短時間労働者 ・2級以上のせき髄損傷による肢体不自由者である短時間労働者 ・てんかん性発作を伴う重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱1人 1回 2万5千円 障害者の障害の区分ごとに委嘱1人年30万円まで 	10年間
⑥職業コンサルタントの配置または委嘱助成金 ○障害者の雇用管理のために必要な職業コンサルタントの配置または委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者 ・3級または4級の脳病変による上肢機能障害者 ・3級または4級の脳病変による移動機能障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 ・上記の障害者である在宅勤務者 ・3級の下肢機能障害者である在宅勤務者 ・3級の体幹機能障害者である在宅勤務者 ・3級の内部障害者である在宅勤務者 ※対象障害者5人以上のための配置または委嘱であることが必要		<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人 月 15万円 ・委嘱1人 1回 1万円 年150万円まで 	10年間
⑦業務遂行援助者の配置助成金 ○障害者に対し、業務の遂行を通じた雇用管理のために必要な援助および指導の業務を担当する業務遂行援助者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・重度知的障害者 ・精神障害者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 ※対象障害者1人から3人までに対し、1人の業務遂行援助者の配置であることが必要		<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人3年間までは障害者1人につき月3万円、4年目以降は障害者1人につき月1万円（短時間労働者にあってはそれぞれの半額） 	10年間
⑧在宅勤務コーディネーターの配置または委嘱助成金 ○在宅勤務障害者の雇用管理および業務管理の業務を担当する在宅勤務コーディネーターの配置または委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者である在宅勤務者 ・知的障害者である在宅勤務者 ・精神障害者である在宅勤務者 ・重度身体障害者である在宅勤務者のうち短時間労働者 ・重度知的障害者である在宅勤務者のうち短時間労働者 ・精神障害者である在宅勤務者のうち短時間労働者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・配置 障害者1人あたり月5万円（在宅勤務コーディネーター1人あたり月25万円まで） ・委嘱 障害者1人あたり1回 3千円（在宅勤務コーディネーター1人あたり年225万円まで） ・在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理制度の設計および就業規則等の諸規程の整備 初回に限り10万円（支給は1回を限度） 	10年間

● 職場適応援助者助成金 （障害者に対する職場適応援助者による援助の事業を行う社会福祉法人等並びに自社の事業所に職場適応援助者を配置し雇用する障害者に対する援助を実施する事業主の方への助成金）

職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇入れまたは雇用の継続が困難と認められる障害者に対して、職場に適応することを容易にするため職場適応援助者（機構の障害者職業総合センター、地域センターが行う第1号職場適応援助者養成研修または第2号職場適応援助者養成研修若しくは厚生労働大臣が定める研修を修了し、援助の実施に関し必要な相当程度の経験および能力を有すると認められる者）による援助の事業を行う社会福祉法人等並びに職場適応援助者を配置し援助を実施する事業主に対して、その費用の一部を助成するものです。

助 成 金	支援対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
①第1号職場適応援助者助成金 ○法人格を有していること、定款または寄付行為において障害者の就労支援が規定されていること、第1号職場適応援助者研修を修了した者を雇用していること、障害者雇用に係る支援の実績があることおよび地域センターとの業務連携関係があること等の要件を満たす社会福祉法人等による援助の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・その他、第1号職場適応援助者による援助を行うことが特に必要であると機構が認める障害者 		<ul style="list-style-type: none"> ・援助の事業を実施した日数1日につき14,200円（1日につき3時間に満たない場合は7,100円）（第1号職場適応援助者1人につき月284千円まで） ・雇用前支援において協力事業主に支払った費用相当額1日につき2,500円（支援対象となる障害者1人につき月5万円まで） ・第1号職場適応援助者養成研修の受講に係る旅費相当額または機構が別に定める限度額のいずれか低い額（研修終了後6カ月を超えて援助の事業を開始しない場合は不支給） 	援助期間中1人あたり1回につき1年8カ月限度
②第2号職場適応援助者助成金 ○雇用する障害者の職場適応援助を行うため第2号職場適応援助者を配置	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人 月15万円 	支援期間1人あたり1回につき6カ月（累積12カ月）限度

● 重度障害者等通勤対策助成金 (通勤を容易にするための措置を行う事業主の方への助成金)

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間	
①住宅の新築等助成金 ○対象障害者用に特別な構造または設備を備えた住宅の新築・増築・改築・購入(事業主団体を含む)	・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者 ・3級の視覚障害者 ・3級または4級の下肢障害者 ・3級または4級の脳病変による移動機能障害者	3/4	・世帯用 1戸につき 1,200万円 ・単身者用 1人につき 500万円	10年間	
②住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借	・5級の下肢障害、体幹機能障害、脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者		・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円		
③指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置(事業主団体を含む)	・知的障害者 ・精神障害者		・配置1人 月15万円		
④住宅手当の支払助成金	・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者		・障害者1人 月6万円		
⑤通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入(事業主団体を含む)	※「③指導員の配置」 「⑤通勤用バスの購入」 「⑥通勤用バス運転従事者の委嘱」 } 対象障害者が5人以上であることが必要		・バス1台 700万円		
⑥通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バス運転従事者の委嘱(事業主団体を含む)			・委嘱1人 1回 6,000円		10年間
⑦通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱			・委嘱1人 1回 2,000円 ・交通費 1認定 3万円		
⑧駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借	※「⑦通勤援助者の委嘱」 対象障害者が継続雇用者の場合は、通勤経路の変更を余儀なくされた場合であることが必要		・障害者 1人 月5万円		
⑨通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	・2級以上の上肢障害者 ・2級以上の脳病変による上肢障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の内部障害者 ・4級以上の下肢障害者 ・4級以上の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 ・上記のうちで、2級以上の障害者である短時間労働者		・購入 1台 150万円 (1級または2級の両上肢障害者1台 250万円)		

● 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 (障害者を多数雇用し施設等の整備等を行う事業主の方への助成金)

重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を常用労働者として多数雇い入れるか継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると思われる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種(施設設置) ○対象障害者のための事業施設等の設置または整備 ※対象障害者を雇用するために事業所または事業場を新設する場合に限る	・重度身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者	2/3 特例 3/4	・新規雇用5~9人 1.5億円 ・新規雇用10人以上 2億円 (特例3億円または4億円)	
②第2種(施設改善) ○対象障害者のための事業施設等の設置または整備 ※第1種(施設設置)の支給から10年以降に行う施設の改善 ※対象障害者の雇用の維持のための事業施設等の設置または整備	※「①第1種」 対象障害者を5人以上新規に雇い入れ、継続雇用者とあわせて10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要		・1認定 5千万円 (特例 1億円) (同一企業における施設改善、設備更新は合計1億円を限度)	
③第2種(設備更新) ○対象障害者のために第1種または第2種(施設改善)の支給から耐用年数経過(耐用年数が10年以上の場合、10年)以降に行う設備の更新	※「②、③第2種」 対象障害者を1年以上継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要			

助 成 金	支援対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
※利息助成 ○上記①～③の事業施設等の設置または整備に要する費用に充てるため銀行または信用金庫から資金を借入				5年間

● 障害者能力開発助成金 (能力開発訓練事業を行う事業主等の方や能力開発訓練を受講させる事業主の方々への助成金)

障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主、その団体または社会福祉法人等が、能力開発訓練のための施設・設備の整備等を行う場合、その能力開発訓練事業を運営する場合、障害者である労働者を常用雇用労働者として雇用する事業主がその障害者である労働者に障害者能力開発訓練を受講させる場合、及び障害者をグループにして事業所で就労することを通じて労働者として雇用されるための教育訓練を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

助 成 金	支援対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
①第1種(施設設置) ○能力開発訓練のための施設等の設置または整備	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者	4/5	・2億円	
②第1種(施設・設備更新) ○過去に支給対象となった施設・設備に係る施設の改善、設備の更新			・5千万円	
③第2種(運営費) ○障害者能力開発訓練事業の運営費		3/4	・受講生1人 月16万円	
④第3種(受講)	※第3種(受講)は、事業主等が第2種(運営費)を受けている施設で訓練を受講させる場合に限る	4/5	・受講生1人 月17万円	
⑤第4種(グループ就労訓練請負型) ○社会福祉法人等が企業から業務を請け負い、障害者のグループに企業内で就労を通じた訓練を受講させ、雇用率の対象となる労働者への移行を促進する事業	・身体障害者 } である障害者のグループ ・知的障害者 } ・精神障害者 } (1ユニットは3人以上5人以下)	3/4	・訓練担当者1人 月24万円 (1事業主につき2ユニットを限度) ・協力事業主に支払った費用相当額 1日2,500円(月5万円まで) 訓練後、雇用率対象となる労働者へ移行した者がいる場合に継続受給が可能	
⑥第4種(グループ就労訓練雇用型) ○障害者のグループを雇用する事業主の事業所において、障害者のグループが就労することを通じて、当該事業主の雇用率の対象となる労働者として雇用されるための事業		4/5	・配置 訓練担当者 1人 月25万円 ・委嘱 訓練担当者1回 1万5千円(年250万円まで) 訓練後、事業実施主体の事業主において雇用率対象となる労働者へ移行した者がいる場合に継続受給が可能	
⑦第4種(グループ就労訓練職場実習型) ○盲・聾・養護学校(平成19年4月1日から「特別支援学校」)の高等部の第3学年の生徒である障害者のグループが事業主の事業所において職場実習を行うことを通じて、当該事業主の雇用率の対象となる労働者として雇用されるための事業	盲学校、聾学校、養護学校の高等部3年生である障害者のグループ ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 (1ユニットは1人以上5人以下)		・雇用率対象となる労働者として雇用された者がいる場合、実習1日につき2,500円(月5万円まで)	

● 障害者雇用支援センター助成金 (障害者雇用支援センターの方への助成金)

職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第34条の法人が、都道府県知事の指定を受け、福祉部門と雇用部門が連携を図りながら、市町村レベルで就職から職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行う場合の施設・設備の整備等に要する費用や、その自立支援業務の運営に要する費用の一部を助成するものです。

助 成 金	助成率	限 度 額	支給期間
①第1種(施設設置) ○自立支援業務を行う施設等の設置または整備	4/5	・2億円	
②第1種(施設・設備更新) ○①の支給対象となった施設の改善、設備の更新		・5千万円	
③第2種(運営費) ○自立支援業務の運営費	3/4	・定員×月13万円 ・障害者雇用支援者1人 月5,000円	運営期間中

＜補足説明＞ 「対象となる障害者」の範囲は次のとおりです。

- (1) **身体障害者**とは、原則として身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号。以下「障害等級表」）の障害等級が1級から6級までに掲げる身体障害者がある者、および7級に掲げる身体障害者が2つ以上重複している者です。
- (2) **知的障害者**とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または地域センター（以下「知的障害者判定機関」）により知的障害があると判定された者です。
- (3) **重度身体障害者**とは、身体障害者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」）施行規則別表第1に該当する者で、障害等級表の障害等級が1級または2級に該当する障害者および同表の3級に該当する障害を2つ以上重複すること等により、2級に相当する障害者です。
- (4) **重度知的障害者**とは、知的障害者のうち知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判定された者です
- (5) **精神障害者**とは、法第2条第6号に規定する精神障害者であって、次のイからニのいずれかに掲げる者です。
 - イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ロ 公共職業安定所の紹介に係る者
 - ハ 当該事業主の事業所において精神障害者社会適応訓練を受けた者
 - ニ 法第19条第1項の障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後当該労働者が精神障害者となった時に雇用している事業主の事業所において就労することをいいます。）のための職業リハビリテーション措置を受けている者注）障害者介助等助成金のうち重度中途障害者等職場適応助成金の対象となる中途障害者である精神障害者は、上記精神障害者のうち二に掲げる者に限ります。
- (6) **発達障害者**とは、「発達障害者支援法」（平成17年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者をいいます。
- (7) この助成金制度における**短時間労働者**とは、1週間の所定労働時間が、通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べ短く、かつ、20時間以上30時間未満であって常時雇用される労働者です。ただし、精神障害者に限り1週間の所定労働時間が15時間以上20時間未満の労働者を短時間労働者に準じて対象障害者として取り扱います。
- (8) この助成金における**在宅勤務者**とは、助成金の対象事業所において雇用される障害者であって、その労働日の全部または大部分をその事業所に通勤することなく自宅において業務に従事する者をいいます。この場合、在宅勤務者は事業主との間に雇用関係が明確に認められるものであって、在宅勤務者の業務内容、指揮命令系統、就業内容等の要件をすべて満たしていることが必要となります。

○ 個人情報の保護

助成金の申請のために支給対象障害者等の個人情報を取得、利用および機構に提供するにあたっては、個人情報保護の観点から、「個人情報の保護に関する法律」に従うとともに、厚生労働省の策定した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha01/060401.html>）に準じて、以下の取扱いをしてください。

- (1) 助成金の申請のために、新たに、障害者であること、障害者手帳等の所持、障害の状況等を把握・確認し、その個人情報を機構に提供する場合には、本人に照会するにあたり、助成金の申請のために用いる等の利用目的等を明示し、同意を得てください。
- (2) 助成金の申請以外の目的（障害者雇用状況報告、他の助成金の申請など）で取得した個人情報を、助成金等の申請のために機構に提供するにあたっては、助成金の申請のために用いる等の利用目的等を明示し、同意を得てください。
- (3) (1)または(2)の同意を得るにあたり明示すべき事項は以下のとおりです。
 - ① 助成金の申請のために機構に提供するという利用目的
 - ② ①の申請等に必要な個人情報の内容
 - ③ 助成金の支給請求が複数回にわたる場合は、原則としてすべての支給請求において利用するものであること
 - ④ 助成金の支給にあたり機構から照会、調査等があった場合は、個人情報を提供する場合があること
 - ⑤ 利用目的の達成に必要な範囲内で、障害等級の変更や精神障害者保健福祉手帳の有効期限等について確認を行う場合があること
 - ⑥ 障害者手帳等を返却した場合、または障害等級の変更があった場合は、その旨人事担当者まで申し出てほしいこと
 - ⑦ 障害者本人に対する公的支援策や企業による支援策※⑦については、あわせて伝えることが望ましい。
- (4) (1)または(2)の同意を得るにあたり、照会への回答、障害者手帳等の取得・提出、同意等を強要しないようにしてください。
- (5) (1)及び(2)の同意を得るにあたっては、他の目的で個人情報を取得する際に、あわせて同意を得るようなことはしないでください。あくまで、助成金の申請時に、別途の手順を踏んで同意を得るようにしてください。

お問い合わせ

この助成金の内容、申請手続き等については都道府県協会へお問い合わせください。

都道府県協会一覧

	都道府県協会名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
1	(社)北海道障害者雇用促進協会	060-0004	札幌市中央区北4条西4丁目1 札幌国際ビル4階	011-242-8581	011-242-9615
2	(社)青森県障害者雇用促進協会	030-0801	青森市新町二丁目2-4 青森新町二丁目ビル7階	017-773-5037	017-722-8043
3	(社)岩手県障害者雇用促進協会	020-0024	盛岡市菜園1-12-10 日鉄鉱盛岡ビル5階	019-652-8080	019-652-7355
4	(社)宮城県高齢・障害者雇用支援協会	980-0021	仙台市青葉区中央三丁目2-1 青葉通プラザ2階	022-261-3276	022-268-0137
5	(社)秋田県雇用開発協会	010-0951	秋田市山王三丁目1番7号 東カンビル3階	018-863-4805	018-863-4929
6	(社)山形県障害者雇用促進協会	990-0828	山形市双葉町1-2-3 山形テルサ1階	023-676-8402	023-645-4406
7	(社)福島県雇用開発協会	960-8034	福島市置賜町1番29号 佐平ビル8階	024-524-2731	024-524-2781
8	(社)茨城県雇用開発協会	310-0803	水戸市城南1丁目1-6 サザン水戸ビル3階	029-221-6698	029-221-6739
9	(社)栃木県雇用開発協会	320-0033	宇都宮市本町4番15号 宇都宮NIビル8階	028-621-2853	028-627-3104
10	(社)群馬県雇用開発協会	371-0026	前橋市大手町2-6-17 住友生命前橋ビル10階	027-224-5766	027-223-4330
11	(社)埼玉県雇用開発協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7階	048-824-8739	048-822-6481
12	(社)千葉県雇用開発協会	260-0015	千葉市中央区富士見2-5-15 千葉塚本第三ビル9階	043-225-7930	043-225-7479
13	(社)東京都障害者雇用促進協会	101-0061	千代田区三崎町1-3-12 水道橋ビル6階	03-3296-7223	03-3296-7230
14	(財)神奈川県雇用開発協会	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ7階	045-633-6110	045-633-5428
15	(社)新潟県雇用開発協会	950-0087	新潟市東大通1-1-1 三越・プラザ共同ビル7階	025-241-3123	025-241-3426
16	(社)富山県雇用開発協会	930-0004	富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビル1階	076-442-2050	076-442-2177
17	(社)石川県雇用支援協会	920-8203	金沢市鞍月5丁目181番地 AUBE5階	076-239-3691	076-239-3692
18	(社)福井県雇用支援協会	910-0005	福井市大手2丁目7番15号 明治安田生命福井ビル10階	0776-25-0826	0776-23-6093
19	(社)山梨県雇用促進協会	400-0031	甲府市丸の内2丁目7-23 鈴与甲府ビル4階	055-232-8310	055-222-2119
20	(社)長野県雇用開発協会	380-8506	長野市南県町1040-1 日本生命長野県庁前ビル6階	026-226-4684	026-226-5134
21	(社)岐阜県障害者雇用促進協会	500-8856	岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル5階	058-252-2323	058-252-2325
22	(社)静岡県障害者雇用促進協会	420-0857	静岡市葵区御幸町11番地30 エクセルワード静岡ビル6階	054-255-7139	054-253-7910
23	(社)愛知県障害者雇用促進協会	460-0008	名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル9階	052-209-5853	052-209-5855
24	(社)三重県雇用開発協会	514-0002	津市島崎町137番地122	059-225-7832	059-223-1448
25	(社)滋賀県雇用開発協会	520-0056	大津市末広町1番1号 日本生命大津ビル3階	077-525-8644	077-524-9684
26	(社)京都府高齢・障害者雇用支援協会	604-8171	京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577-2 太陽生命御池ビル3階	075-222-0202	075-222-0225
27	(社)大阪府雇用開発協会	530-0001	大阪市北区梅田1-12-39 新阪急ビル8階	06-6346-2285	06-6346-0257
28	(社)兵庫県障害者雇用促進協会	650-0025	神戸市中央区相生町1丁目2番1号 東成ビル5階	078-360-3681	078-360-3684
29	(社)奈良県障害者雇用促進協会	630-8122	奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル4階	0742-34-2227	0742-34-2383
30	(社)和歌山県障害者雇用促進協会	640-8154	和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル7階	073-431-2440	073-424-9613
31	(社)鳥取県高齢・障害者雇用促進協会	680-0835	鳥取市東品治町102 明治安田生命鳥取駅前ビル3階	0857-26-9528	0857-26-9300
32	(社)島根県雇用促進協会	690-0826	松江市学園南一丁目2-1 くにびきメッセ 6階	0852-21-8131	0852-25-9267
33	(社)岡山県雇用開発協会	700-0907	岡山市下石井2-1-3 岡山第一生命ビル4階	086-225-1015	086-226-2083
34	(社)広島県雇用開発協会	730-0013	広島市中区八丁堀16-14 第2広電ビル7階	082-512-1133	082-221-5854
35	(社)山口県雇用開発協会	753-0051	山口市旭通り二丁目9番19号 山口建設ビル3階	083-924-6749	083-924-6697
36	(社)徳島県雇用支援協会	770-0831	徳島市寺島本町西1丁目7番地1 日通朝日徳島ビル7階	088-623-6980	088-655-7943
37	(社)香川県雇用支援協会	760-0017	高松市番町1-2-26 トキワ番町ビル3階	087-811-2285	087-811-2286
38	(社)愛媛県高齢・障害者雇用支援協会	790-0006	松山市南城端町5番地8 オワセビル4階	089-931-7131	089-947-8941
39	(社)高知県雇用開発協会	780-0053	高知市駅前町5番5号 大同生命高知ビル7階	088-884-1481	088-884-5306
40	(財)福岡県高齢・障害者雇用支援協会	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-25-21 博多駅前ビジネスセンター3階	092-473-7685	092-451-4150
41	(社)佐賀県障害者雇用促進協会	840-0816	佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル5階	0952-29-8883	0952-24-7529
42	(社)長崎県雇用支援協会	850-0862	長崎市出島町1番14号 出島朝日生命青木ビル5階	095-822-5359	095-826-1646
43	(社)熊本県高齢・障害者雇用支援協会	860-0844	熊本市水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-320-8001	096-328-8807
44	(財)大分県総合雇用推進協会	870-0026	大分市金池町1丁目1番1号 大交セントラルビル3階	097-532-3180	097-536-7660
45	(社)宮崎県雇用開発協会	880-0812	宮崎市高千穂通2丁目1-33 明治安田生命宮崎ビル8階	0985-29-9052	0985-23-0724
46	(財)鹿児島県雇用支援協会	892-0844	鹿児島市山之口町1番10号 鹿児島中央ビルディング11階	099-219-2002	099-226-9992
47	(社)沖縄県雇用開発協会	901-0152	那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター7階	098-891-8460	098-891-8470

(社)は社団法人、(財)は財団法人を示す

(H19.1)